

## 第1節 循環型社会の推進

### 施策01 多量排出事業者等への処理計画等の策定指導【継続】

#### 施策の方向性

- 多量排出事業者は廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理計画書等の提出が義務付けられていることから、当該計画書等の策定の指導、支援を行います。
- 発生量が法定に満たない事業者に対しても、同様に処理計画等の策定及びその実施を呼びかけます。

#### 具体的な取組事項

|  |                    |
|--|--------------------|
| 1  | 多量排出事業者への処理計画の策定指導 |
| 多量排出事業者に対して、産業廃棄物処理計画書の策定及び実施状況の報告義務があることを周知徹底します。                                     |                    |
| 2  | 廃棄物自主管理事業説明会の開催    |
| 廃棄物自主管理事業説明会を開催し、処理計画等の策定方法の説明や他の事業者の3Rに関する取組事例を紹介することで、多量排出事業者等の行う廃棄物の3Rに関する取組を支援します。 |                    |
| 3  | 処理計画等の公表           |
| 廃棄物処理法の規定に基づき、提出された法定の処理計画書及び実施状況報告書をホームページで公表します。                                     |                    |
| 4  | 多量排出事業者等への立入調査の実施  |
| 多量排出事業者等から提出された処理計画等をもとに立入調査を実施し、処理計画等の実施状況の把握に努めます。                                   |                    |
| 5  | 優秀な取組事例の紹介         |
| 産業廃棄物の3Rについて、先進的な取組を行っている事例等の情報を収集し、他の事業者に紹介することで、事業者の自主的な取組を促します。                     |                    |

|  |               |
|--|---------------|
| 6  | 分析データの事業者への提供 |
| <p>多量排出事業者等が提出した処理計画等を神奈川県及び県内4政令市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）と協働で集計・分析し、取組状況の推移や業種別平均との比較結果を提供し、多量排出事業者等の自主的な取組を支援します。</p> |               |

|  |                    |
|--|--------------------|
| 7  | 事業者が設定する独自目標等の活用検討 |
| <p>多量排出事業者等への指導の際に、日本経済団体連合会が設定した独自目標の達成状況をヒアリングし、独自目標との乖離がある多量排出事業者等に対する指導に活かす方法を検討します。</p> |                    |

## 施策02 排出事業者への3R推進指導【継続】

### 施策の方向性

- 排出事業者の3Rを推進していくために、3Rに関する情報収集を行い、事業者へ情報提供を行います。
- 本市も排出事業者として、3Rの推進に努めます。

### 具体的な取組事項

|  |           |
|--|-----------|
| 1  | 3Rに係る情報提供 |
| <p>産業廃棄物の3Rに関する情報を収集するとともに、排出事業者に対して情報を提供し、排出事業者の3Rを推進します。</p> |           |

|   |           |
|---|-----------|
| 2   | グリーン購入の推進 |
| <p>排出事業者に対して、冊子等を活用し、グリーン購入のための情報提供、啓発を行います。また、本市も「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」等に基づき、物品調達や公共工事等においてグリーン購入を継続的に推進します。</p> |           |

### 施策03 製造業への専門家派遣【新規】

#### 施策の方向性

- 製造業者の3Rを推進していくために、工程管理や品質管理等の改善を促す取組を検討・実施します。

#### 具体的な取組事項

|   |                 |
|---|-----------------|
| 1   | 専門家派遣の検討・実施【新規】 |
| 産業廃棄物の3Rに取り組む事業者を支援するために、「横浜市中小企業技術相談事業」を活用し、工程管理や品質管理等の改善を通じて3Rを推進します。なお、神奈川県産業技術センターの事業等についても調査し、連携について検討します。 |                 |

#### ※横浜中小企業技術相談事業（技術アドバイザー相談）

（公財）横浜企業経営支援財団に登録している「技術アドバイザー」が、企業の技術的な課題の相談に応じるとともに、適切なアドバイスを行います。

#### 相談対応分野

|   |  |
|---|--|
| ①機械加工<br>難削材加工、超精密加工、加工機的设计・開発など        | ⑥化学・樹脂<br>ゴム・プラスチックなどの成形加工技術、<br>燃焼技術など    |
| ②機械設計<br>工作機械などの機械・装置設計、要素設計など          | ⑦生産管理<br>工場の生産性改善全般（ムダ取り、5S、<br>TQC、標準化）など |
| ③電気・電子<br>MEMS技術、センシング技術、電子回路の<br>設計など  | ⑧情報技術<br>ITを活用した機器の制御・生産業務など<br>の改善など      |
| ④計測制御技術<br>センサ素子、センサ開発・設計、放電応用<br>技術など  | ⑨バイオ・食品<br>バイオテクノロジー、生体材料素材の利<br>用・開発技術など  |
| ⑤金属材料<br>金属塑性加工、切削加工、金属系新素材・<br>新技術開発など | ⑩環境技術・省エネルギー<br>省エネ診断、省エネ計画の立案・提案など        |

## 施策04 建設系廃棄物の3R推進【継続】

### 施策の方向性

- 産業廃棄物の発生量の約3割を占める建設系廃棄物については、「再生利用個別指定制度」の活用や「自ら利用」の促進等により3Rを推進します。

### 具体的な取組事項

|  |                    |
|--|--------------------|
| 1  | 建設汚泥の再生利用個別指定制度の活用 |
| 「再生利用個別指定制度」を活用し、建設汚泥の適正かつ確実な再生利用を推進します。   |                    |
| 2  | 建設系廃棄物の自ら利用の推進     |
| 建設汚泥とコンクリート廃材については、排出事業者が自ら適正に利用できる品質にした上で、当該工事現場等において建設資材として再生利用する「自ら利用」を推進します。           |                    |
| 3  | 木くずのリサイクルの推進       |
| 本市が発注する建設工事から排出される木くずの処分先について「横浜市木くずの再資源化に関する事務取扱要領」に基づき登録された事業者を指定することにより、確実なリサイクルを推進します。 |                    |

## 施策05 廃棄物交換システムの円滑な運営【継続】

### 施策の方向性

- 排出事業者等による資源循環取引の活性化を図るため、神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所等と連携して運営している廃棄物交換システムを活用し、資源として再使用できる廃棄物の情報の共有化を図ります。

### 具体的な取組事項

|  |                |
|--|----------------|
| 1  | 廃棄物交換システム制度の運用 |
| 登録申込の際の立入調査、審査及び交換実績の把握など、廃棄物交換システムの適正な運営を継続します。 |                |

## 施策06 環境に配慮した廃棄物処理の推進【継続】

### 施策の方向性

- 温室効果ガスの排出を抑制する廃棄物処理を促進するため、その周知について検討・実施します。

### 具体的な取組事項

|   |             |
|---|-------------|
| 1   | 廃棄物熱回収施設の周知 |
| 排出事業者に対して、廃棄物熱回収施設設置者として認定されている処理業者を周知し、環境に配慮した廃棄物処理を推進します。 |             |

|   |                  |
|---|------------------|
| 2   | 熱回収施設の整備補助制度等の周知 |
| 高効率な廃棄物熱回収施設の整備等に対する国の補助制度（廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業等）のほか、今後新たに創設される熱回収施設の整備に関する制度について、事業者へ周知します。 |                  |

|  |                      |
|--|----------------------|
| 3  | 環境マネジメントシステムの導入の呼びかけ |
| 廃棄物処理業者に対して、ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入について呼びかけます。 |                      |

## 施策07 自動車リサイクル法の円滑な運用【継続】

### 施策の方向性

- 自動車リサイクル法に基づく引取業や解体業などの登録、許可制度を円滑に運用します。
- 使用済自動車の適正なリサイクル及び処理を図るため、立入調査や是正指導を実施します。

### 具体的な取組事項

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 1   | 自動車リサイクル法の円滑な運用          |
| 使用済自動車の引取業及びフロン類回収業に係る登録受付及び使用済自動車の解体業、破砕業に係る許可の審査を適切に実施します。                                      |                          |
| 2   | 使用済自動車の適正なリサイクル及び処理に係る指導 |
| 電子マニフェスト（移動報告）制度に基づき、情報管理センターへの報告が無い事業者に対して是正指導を行います。<br>自動車リサイクル法に係る解体業・破砕業の処理施設について、立入調査を実施します。 |                          |

#### ※電子マニフェスト（移動報告）制度の概要

自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車等の「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンにて情報管理センターにインターネット経由で報告を行うことが必要となります。

## 施策08 建設リサイクル法の円滑な運用【継続】

### 施策の方向性

- 建設リサイクル法に基づく分別解体等及び特定建設資材のリサイクルが図られるよう、建設リサイクル法を円滑に運用します。
- 建設工事現場のパトロールにより、分別解体等の徹底、特定建設資材のリサイクルを促進し、資源の有効利用や廃棄物の適正な処理を推進します。

### 具体的な取組事項

|  |                  |
|--|------------------|
| 1  | 建設リサイクル法等の届出書の受付 |
| 建設リサイクル法及び「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく対象建設工事の事前届出について、適正な指導を行います。 |                  |

|  |                 |
|--|-----------------|
| 2  | 建設工事現場のパトロールの実施 |
| 年2回の全国一斉パトロール、週2回の定例パトロール及び苦情・陳情対応による現場指導を実施し、分別解体等の徹底による特定建設資材のリサイクルを推進します。 |                 |

## 施策09 市民への広報・啓発活動、環境学習【継続】

### 施策の方向性

- 市民がリサイクルの必要性や排出事業者、処理業者の取組を理解する機会の提供について検討・実施していきます。

### 具体的な取組事項

|   |            |
|---|------------|
| 1   | 市民に対する広報活動 |
| 産業廃棄物処理施設等の現場見学会の開催、産業廃棄物のリサイクルに関するパンフレット等による啓発について検討・実施していきます。 |            |